



秦東寺残日録

坪井 幹之

時の蕎麦

一月三日、七瀬神社に初詣。当初は二日の予定であったが、タラバガニが入荷したので急遽日程を変更。三日は七時に出発。椎野峠越えて神社へ。参拝、記帳後、九時半、望六峠に帰り着く。早速、茶店で名物の蕎麦を注文、ビールを飲む。ここの蕎麦は独特の味がある。毎年の初詣での楽しみの一つである。いわゆるツナギのない蕎麦で、又は二、三センチ、麵の趣きはないが蕎麦そのものである。具もおりふれたアゲ、ネギ、カマボコだが、汁は素朴で素晴らしい。一滴も残さず平らげた。余談になるが、店に入ると店主が扇風機にスイッチを入れてくれた。峠越えの登りにたいするサーブスの涼風かと思ったが、吹き付ける風はさほど涼しくない。よくよく見れば、温風機と表示してある。外観は全く夏の扇風機と同じ。

幡多の「望年会」

木戸秀雄

去る十一月十日、高退協幡多支部の望年会が四万十川赤鉄橋のたもと朝比奈旅館で催された。本部から中岡、和田、森下さんが遠路参加下さり、昨年と同数三十六名の参加で盛会であった。遠くは宿毛から五名が参加され幡多支部の名にふさわしい会となった。

小野昭先生の話では、今年で十五回目との事。先生が退職された年に「年に一度は集まろう」と呼びかけ、今日まで続いているとの事である。これもひとえに小野、長田両先生が支部の世話役として日常的に気配りをして下さり、暮には望年会の幹事を続けてこられた賜である。

開会の挨拶は年の順で当番制。今年も三名の加入者があり、高退協幡多支部は「拡大」が続いている。「拡大」と言えば、上岡書記長から今年度高教組幡多支部で五名の新加入という久々に明るい報告があり拍手が起った。

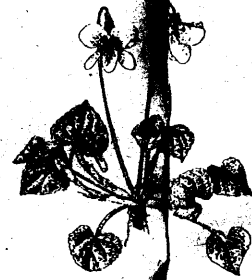
幡多の高校生と韓国の高校生の相互交流の報告もあった。「高退協の皆さんから元気を貰うためにこの会に参加しました」。これは上岡書記長の結びの

新式の家電製品か、羽根のつけ根に電熱コイルがあつて吹く風は暖かい。気温の低い朝方であるので、暖房のためつけてくれたものであつた。

蕎麦を食べ終えて、中秦東寺に通ずる嘉助道を下る。戦前、この往還には街燈があつて、深夜、高知市街から、連なる燭光が星座の如く見えた記憶がある。途中、何組かの団体に会つた。登山姿から中高年齢者グループの初登りとみた。

七瀬の初詣は恒例となつて幾年になるか。いつも思い出に浸りながら、年初めのウォーキングを楽しんでいる。このルートは、小学時代の遠足以来、幾度も歩いている懐かしい道筋である。この「なつかしさ」が人間の情緒の中で特に大切だそうだ。新潮文庫の「数学者の休憩時間」なる随筆集から、藤原正彦教授の説を若干紹介する。「情緒」という言葉は、意味が広くやや漠然としている。喜怒哀楽などの一次的情緒だけでなく、

友情、勇気、愛国心、正義感など、さらにはより高次なものまで含んでいる。私は多種多様な情緒の中から、とりわけ重要なものとして二つをとり出してみたい。一つは他人の不幸に対する敏感さである。もう一つはなつかしさである。「続きは原文をお読み頂きたい。著者がこの随筆で述べている主張を要約すれば、現在の教育荒廃は、国民の情緒力の低下から派生している。教育改革で本質的に重要なものは情緒力の向上である。前述の二つの基本的なものを中心に、情緒という視座から改革を考へること。それは人類の生存に関わっている。……考えらされる提言である。話しは茶店の蕎麦から大分飛躍したようである。この歳になると、いくつかが「思い出の小径」が出来ている。これからも、このなつかしい思い出を大事にしてウォーキングを続けようと思う。望六峠の蕎麦もなつかしい。年初の感想である。



個人情報

川上矩頭(河上迅彦)さんが、小説「黄昏のあと」を碧天舎より出版されました。(千円+税)ご紹介します。

島崎良一さん、西込曠さんに病氣見舞金をお届けしました。

《歩き遍路のご案内》

2004.2.3

今度、歩き遍路を計画してみようと思えます。興味のある方、歩いてみようかな、と少しでもお気持ちのある方等のご参加をお待ちしています。

四国88箇所をはじめその他いろいろ在りますが、具体的な事は下記の日時に話し合つて決めたいと思えます。お気軽にご出席下さい。

記

- 1. 日時 3月24日(水) 2時
- 2. 場所 ムト一荘 (201号室)
- 3. 参加費 500円(部屋代・通信費等)

参加ご希望の方は下記へご連絡下さい。世話人: 大南 富 (088-863-5272)



老眼 眼鏡

「憲法第九条による安全保障・危機管理 池道正著(平和資料館)」

【著者の言葉を紹介します】「軍隊を持つ危険と、持たない危険はどちらがより安全か、と言うことを考えてみますと、日本国憲法第九条を堅持することが日本国民にとってより安全な選択だったと言う戦後の五十年の歴史が証明しています。軍備拡大や日米安保条約は、国連憲章や憲法第九条違反だし、わが国の安全を保障するものではなく、危機の増大につながるものです。これは第二次世界大戦後の、東アジア・大洋州諸国を見てもわかるように、自国のみならず周辺国の危機の増幅にもつながってしまっています。日本の膨大な軍事予算の代わりに、周辺国はもとより世界各国への援助と友好のための予算計上と施策を講ずることが、より安全保障を直接的につなげるものであると想います。『有事法制』や『個人情報保護法』は憲法で認められている基本的人権を制限するもので、戦時中の軍部が報道を規制するよう報道の自由が制されることは明白であり、『不可写』も過去のことでなくなり、このような時代が目前に迫っています。著者あとがきより、日本国憲法はその前文において、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と平和的生存権を明記しています。国民を騙し続けてきた歴代政府は、現実との乖離があまりにも明確になってきたために、一気に明文改憲するという反動を押し進めようとしています。これを許さないためには、改憲の背景と言いつ分を分析して論破して行くこと、軍隊を持たないで平和を実現するということはどういふことか、その条件を積極的に構築していくこと、憲法を生活に生かす国民的運動の高まりが求められている時宜に適った指針を与えてくれます。(小澤)